**留意事項**

・交付要綱のほかホームページ掲載資料を確認し、届出・問合せすること。

　なお、本件については、事業実施者以外の事業者からの問合せには、トラブル発生の未然防止のため対応しない。

・「整備計画一覧表」のうち、黄色の列は入力不要とする。

・令和6 年4 月1 日より義務化された業務継続計画（BCP）及び既に義務化とされている非常災害対策計画の策定がない施設については、原則補助対象外とする。

・「社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業」の対象は令和４年４月から施行された社会福祉連携推進法人制度による社会福祉連携推進法人の会員の施設等又は令和4 年4 月以降に法人間合併を行った法人内の施設等に限る。

・「高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業」のうち、以下は対象外とする。

　①平時を含めた使用が想定される設備

　　※特に、太陽光など自然エネルギーを活用した発電設備については、

平時における使用が想定されるだけでなく、天候等により非常時におい

て安定的に使用できないことが想定されるため対象外

　②可搬型（ポータブル）の非常用自家発電設備

・その他留意事項等は「（参考１－４）地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」2ページ目の表中記載のとおり。